独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	㈱サイバーリンクス	コード	3683
提出日	2023/3/14	異動（予定）日	2023/3/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	武田 好修	社外取締役	○										△					有
2	本間 英明	社外取締役	○													○	新任	有
3	潰瀧 順一	社外取締役	○										△		○			有
4	豊田 泰史	社外取締役	○										△					有
5	森本 鉄平	社外取締役	○										△				新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	武田好修氏は、当社の取引先である株式会社データ・アプリケーションの出身者で、当社と株式会社データ・アプリケーションとの間に取引がありますが、当社「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、同氏の独立性に影響を与えるものではないことから、その概要の記載を省略しております。	豊富な経営経験とテクノロジーに対する深い見識を有しており、当社の経営全般に活かしていただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。 本間英明氏は、当社と共同研究（マイナンバーカードを活用した不動産取引決済における手続きのデジタル化・自動化に向けた共同研究）を行っている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの代表取締役会長を務めておられます。	豊富な経営経験と当社トラスト事業がターゲットとしている不動産業界に関する豊富な経験・知識を有しており、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者といたしました。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	潰瀧順一氏は、当社の取引先である和歌山県庁の出身者で、当社と和歌山県との間に取引がありますが、入札制度による取引であり、取引の性質上、意思決定に対し影響を及ぼすおそれはないと判断しております。 また当社は同氏が理事長を務める特定非営利活動法人ＷＩＮコンコードへの寄付を行っておりますが、当社「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、同氏の独立性に影響を与えるものではないことから、その概要の記載を省略しております。	これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	豊田泰史氏は、2016年４月から2021年７月まで当社のコンプライアンス相談窓口（社外）をしておりましたが、当社「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、同氏の独立性に影響を与えるものではないことから、その概要の記載を省略しております。	弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5	森本鉄平氏が社員を務める税理法人エムズ会計との間に取引がありましたが、当社「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、同氏の独立性に影響を与えるものではないことから、その概要の記載を省略しております。	公認会計士及び税理士としての経験を通じて培われた監査・会計及び税務における豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

４．補足説明

【社外取締役の独立性に関する基準】
当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、
当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。
Ａ．当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の２％を超える金額の支払を当社から受けた者
　又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
Ｂ．当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の２％を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
Ｃ．当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の２％を超える借入先の業務執行者
Ｄ．当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の１事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、
　公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
Ｅ．当社議決権の10％以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
Ｆ．過去２年間においてＡからＥまでのいずれかに該当していた者
Ｇ．次の（ａ）から（ｄ）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
（ａ）ＡからＦまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
（ｂ）当社の子会社の業務執行者
（ｃ）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（ｄ）過去２年間において（ｂ）、（ｃ）又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
　　に該当していた者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。